



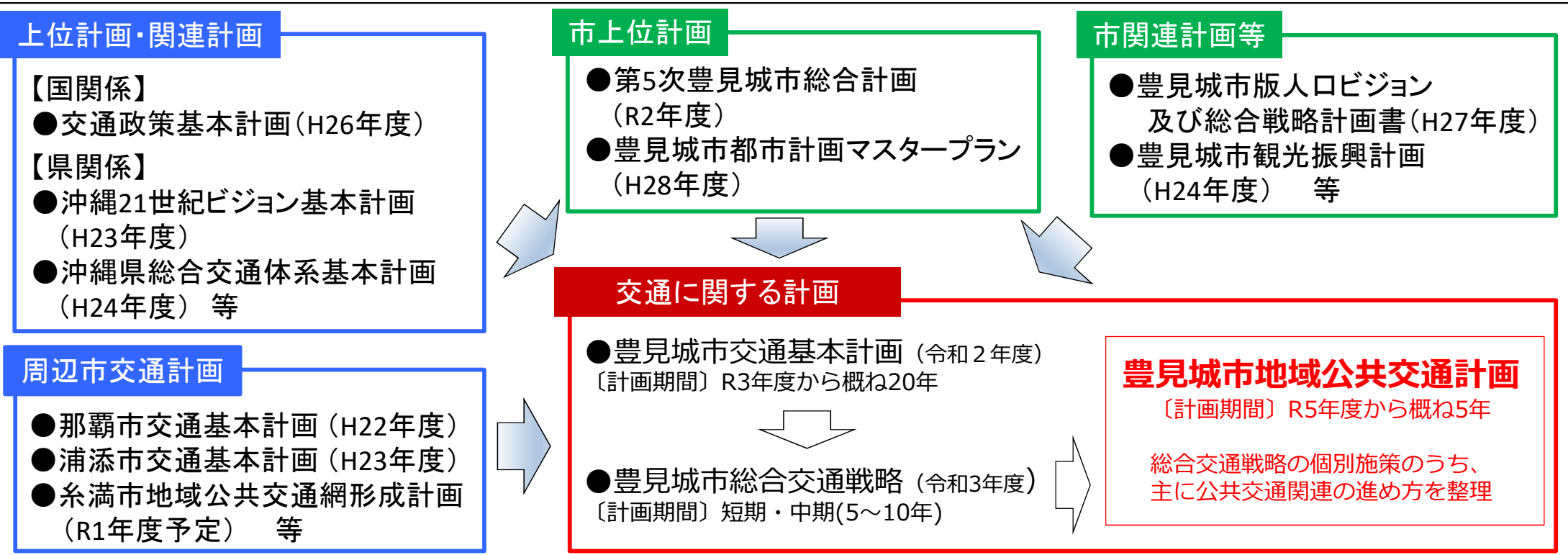
豊見城市

地域公共交通計画検討の進め方

令和4年4月

1. 地域公共交通計画検討の進め方(背景・目的)

- 本市では総合計画や都市計画マスタープランにおいて道路交通体系の方針を位置づけ、各種施策を展開しているものの、自動車に依存した都市構造となっていることから、慢性的な交通渋滞が発生し、公共交通の充実や環境負荷の低減などの課題が生じている。
- このような中、本市の将来の交通のあり方に関する基本的な考え方を示し、市民生活の向上や地域経済を支える道路交通体系の構築などの取り組みを総合的かつ戦略的に進めていくために、令和2年度に「豊見城市交通基本計画」、令和3年度に「豊見城市総合交通戦略」を策定した。
- 総合交通戦略の公共交通関連施策を推進するために、交通事業者や関係機関の意見を踏まえて具体的な進め方を整理し、地域公共交通計画を策定する。



2. 地域公共交通検討の進め方 (豊見城市交通基本計画から個別計画までのスケジュール)

令和元年度～令和2年度 豊見城市交通基本計画

豊見城市交通基本計画
(令和3年度から概ね20年)

- 交通課題の抽出(日常生活の移動・観光客の移動・立地企業の業務上の移動・防災)
- 基本理念、将来像、基本方針の策定
- 将来交通ネットワークの検討 (公共交通・道路)
- 目標値の策定
- 推進体制の検討及びモニタリング方法の検討 (評価・検証・改善)

令和3年度 総合交通戦略策定 (個別施策抽出、役割分担など)

豊見城市総合交通戦略
(令和3年度から10年間)

- 個別施策立案、役割分担明確化
- 地域区分別の重点施策パッケージ検討
- 目標値の策定

令和4年度以降 個別事業実施(ハード、ソフト施策)

- 重点的かつ優先的に取り組むべき施策の実施
- ハード施策：バス待ち施設やコミュニティサイクル、交通軸の導入に向けた働きかけ 等
- ソフト施策：公共交通、歩行者、自転車及び自動車の適正利用のための啓発活動 等
- 地域公共交通計画策定
 - ・ 豊見城市の公共交通にかかる現状・課題を整理
 - ・ 課題の解決策を検討
 - ・ 最適な公共交通のあり方検討

意見

豊見城市
地域公共交通協議会

3. 豊見城市地域公共交通協議会について

地域公共交通協議会

- 本協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化法)」に基づき、豊見城市から独立した協議会として設立。
- 協議会委員は、交通事業者、有識者、市民代表、関係機関で構成。
- 会計・財務は市から独立し、協議会事務局で管理。(国の補助金及び豊見城市からの補助金で運営)
 - ①地域公共交通計画の策定に係る国庫補助金の交付対象は協議会。
※地方自治体は不可。
 - ②同国庫補助金は、協議会の口座で管理。(沖縄総合事務局より)
※地方自治体の会計に交付することができない。
 - ③地域公共交通計画の策定に係る業務委託契約は、交付申請者(協議会)。
※地方自治体は当事者になれない。

地域公共交通計画

- 市内の公共交通関連の施策について、地域公共交通計画を策定。
- ニーズ調査を踏まえて、主に以下について検討・とりまとめ(予定)。
 - ①路線バス利便性向上
 - ・市外線:利便性向上に向けた検討
 - ・市内一周線:ルート・ダイヤの検証
 - ②ラストワンマイル交通需要調査(計画書策定)
 - ③その他、利便性向上策(乗継割引、バス待ち施設、P&BR 等)